

行政情報の公開の推進に向けて

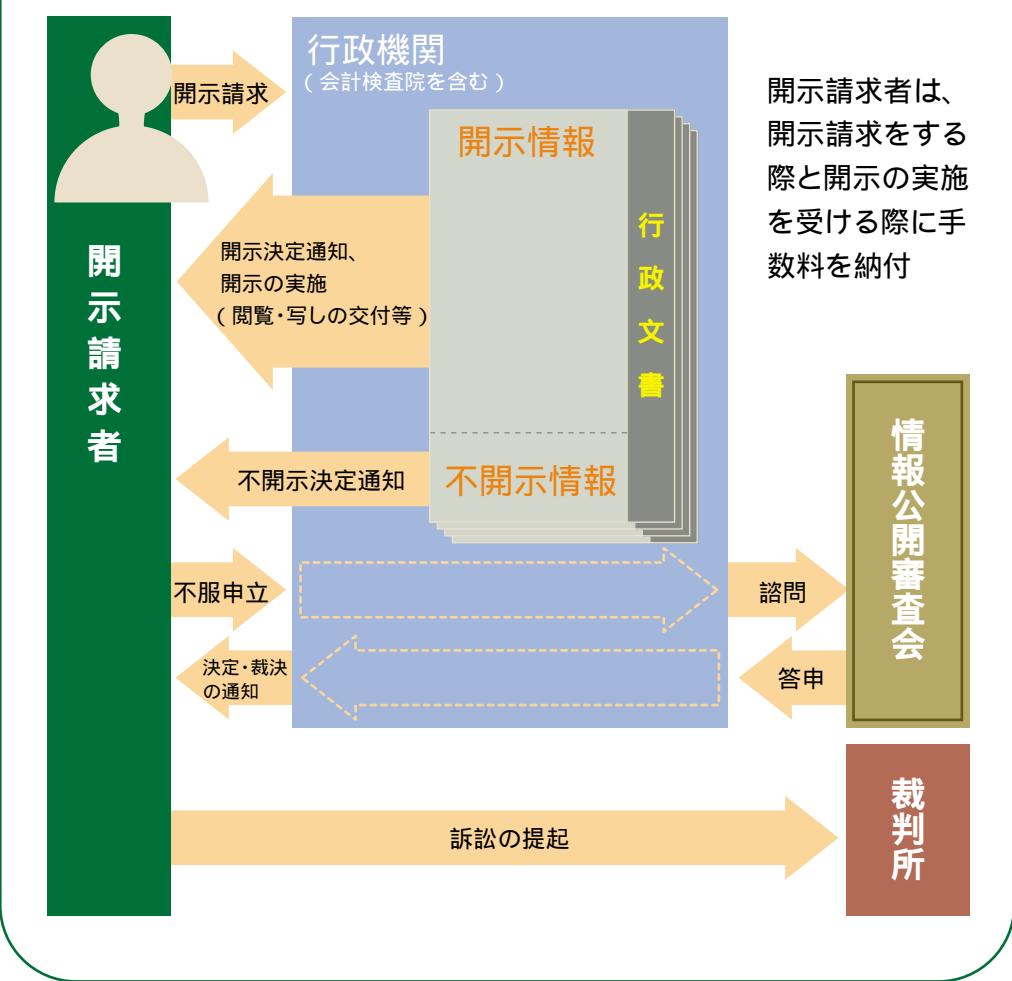
四月一日から「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」(情報公開法)が施行されます。

情報公開法の定めるところにより、何人も、行政機関の長に対し、当該行政機関の保有する行政文書の開示を請求することができます。

決裁、供覧等手続を終了したものに限らず、職員が組織的に用いるものとして行政機関が保有する文書、図画及び電磁的記録(フロッピーディスク、録音テープ、磁気ディスク等に記録された電子情報)が開示請求の対象となります。

ただし、書籍等の市販物や、博物館、公文書館その他これに類する機関において一般の閲覧に供するために特別の管理がされている歴史的資料等は除かれます。

情報公開制度の仕組み



開示請求できる文書

開示請求の窓口

沖縄総合事務局情報公開窓口

設置場所等

〒900-8530
那覇市前島2丁目21番13号ふそうビル11階
TEL: 098-941-4810 098-941-4812
FAX: 098-941-4815

受付時間

午前9時30分～午後5時00分